

益子地場産業育成補助金について（Q & A）

8月25日版*更新される場合がありますので、最新のものをご確認ください。

事業の種類	質問	回答
全体	どのような制度ですか。	ふるさと納税対象産品の開発及び次代の益子焼産地を担う若手作家への支援を目的とした制度です。
全体	補助金の支払はいつになりますか。	原則、事業実施後、実績報告書を提出していただいて額の確定をしてから、請求書を出していただく流れになります。 ただし、事業1及び事業2-3は事業実施前の概算払も可能としています。
全体	数年後に、益子町から転出する予定あるのですが、補助対象になりますか。	補助金交付申請日から10年以内に町内での事業を中止したときは、補助金を返還していただけます。
全体	申請は複数年度分を一度に申請できますか。	単年度（例：令和5年8月から令和6年2月まで）での申請となります。
2-1 2-2 2-3 3	要綱第2条第2項第3号の「学校等で窯業に関する専門的な知識及び技能を習得した者、又は陶磁器製造事業者等に勤務及び作家に師事した者で1年以上の経験がある個人」はどのように証明しますか。	学校等が発行する修了証明書等や、雇用主（作家）が発行する従事証明書（参考様式）を想定しています。
2-1 2-2 2-3 3	要綱第2条第2項第4号の「補助金交付申請日から10年以上、益子町で窯業を継続する意思を有する者」はどのように証明しますか。	誓約書（様式第3号）で誓約していただけます。
2-1 2-2 2-3 3	要綱第2条第2項第1号～第4号に該当し、既に陶芸作家として開業している場合は対象になりますか。	対象になります。
2-1 2-2 2-3 3	学生は対象になりますか。	在学中は対象外です。
1 2-3	中古設備の導入は対象になりますか。	古物商許可業者など適切な資格を所持している者からの導入は対象とします。

1 2-3	個人売買での設備導入は対象になりますか。	譲渡価格が適正かどうかの判断が難しいので対象外とします。
1 2-3	設備を導入する際の設置費は対象になりますか。	対象になります。
1 2-3	対象となる修繕費とはどのようなものですか。	中古設備等を導入する際、修繕が必要な設備に対する費用を想定しています。
1 2-3	作業場を建てるときの工事代や材料代は対象になりますか。	対象になります。
2-1	既に賃借住宅に住んでいますが対象になりますか。	対象になりますが、申請後、交付決定された以降の分のみ対象となります。
2-2	設備の賃借は、町外の設備でも対象になりますか。	町外にある設備でも対象とします。
3	「自由に作陶できる時間を設け、設備を使用させる等、窯業育成に関する配慮をしていること」はどのように証明しますか。	事業計画書（様式2-5）に記載いただくか、様子が分かる資料を添付してください。 なお、職員が現地を確認する場合がありますのでご協力ください。

8月25日追加

事業の種類	質 問	回 答
1 2-3	要綱第2条第2項に該当しており、かつふるさと納税返礼品を作成している場合、事業1と事業2-3の同時申請は可能ですか。	事業1又は事業2-3どちらか一方のみの申請となります。
2-1 2-2	一軒家を賃借しており、1階が工房、2階が住居で契約は一括でしているが、申請はどのようにしたらよいか。	賃借料は作業場と住居で面積按分となります。面積が分かる書類を提出してください。
1	ふるさと納税に返礼品を登録しているが、協力事業者として承認を受けているのは取扱会社である。対象となるか。	ふるさと納税協力事業者として承認を受けた者が対象となります。
1 2-3	車両やパソコンを買いたいのですが対象になりますか。	車両、パソコン、プリンター、汎用性が高いものは対象外です。